平成２４年（フ）第１０６０号
京都市左京区吉田河原町21番地４　ＶＩＡ鴨川東102、住民票上の住所京都市左京区高野蓼原町１番地３　ルネ下鴨東422
債務者　磯俣　博史
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
広島県呉市広塩焼１丁目19番19号
債務者　井藤　一徳
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第９８号
広島県呉市西中央３丁目９番６―402号
債務者　一宮　裕子（旧姓衣笠）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１７４号
徳島市大原町長尾10―39、住民票上の住所徳島県小松島市中郷町字西野１番地の29
債務者　大上　祐加
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５号
徳島市大原町長尾10―39、住民票上の住所徳島県小松島市中郷町字西野１番地の29
債務者　大上　高明
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０９号
徳島県小松島市横須町11番130号　ファインウェーブⅠ113号室
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１５号
徳島市金沢１丁目８番15―676号
債務者　中西　昌浩
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９７号
大分県別府市大字鶴見4548番地の51
債務者　堀田　早苗
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５０号
大分市花津留１丁目８番８号　ＮＫＪビル403
債務者　冨成　寛江
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目１番地18　金城アパート201
債務者　平敷　兼夫
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第１９号
北海道虻田郡ニセコ町字本通166番地２
債務者　松田　明菜
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第８８号
宮城県大崎市古川旭１丁目14番21―805号　ネオグランデ新古川
債務者　平野みどり
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
宮城県加美郡加美町字南町151番地11
債務者　鈴木　智美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
福井市勝見３丁目14番27号　ストークマンション福井607号室、旧住所福井県坂井市春江町千歩寺第35号５番地60
債務者　小林由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
福井市三郎丸１丁目1110番地、旧住所福井市光陽４丁目８番24号　長谷川マンションアネックスⅡ205号
債務者　赤岡　由美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
福井県坂井市春江町布施田新第１号18番地
債務者　南嶋　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
福井市東郷二ケ町第29号９番地
債務者　白﨑　照彦
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
福井市東郷二ケ町第29号９番地
債務者　白﨑ヒロ子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　福井地方裁判所民事部破産係

第明治三十五種郵便物認可